

(続紙 1)

京都大学	博士（経済学）	氏名	板橋 雄大
論文題目	Contribution to the Analysis of Voluntary Disclosure of CSR Information by Japanese and French Companies (日仏企業におけるCSR情報の自主的開示に関する研究)		
（論文内容の要旨） 本論文は、企業によるCSR情報の開示行動を説明する理論を提示した上で、当該理論を用いて日本とフランスのCSR情報を比較検討することを、主たる目的としている。 経済的なコスト・ベネフィットの観点から企業の自主的なCSR情報開示行動を説明できるとする意見は現在も根強く散見されるが、Griffin and Mahon(1997)によれば、実証研究の結果からは、CSR情報の開示が経済的効率性の改善に寄与するということは証明できないとされる。本論文では、そうした先行研究の結果を受けて、組織はその活動の社会的価値と社会の行動規範とが調和している場合に当該組織の正統性を獲得し得るとする正統性理論（Legitimization theory）を援用して、企業によるCSR情報の開示行動を説明しようとしている。正統性理論によれば、組織が正統性を獲得するためには当該組織は自身が帰属する社会の価値観を反映しなければならず、組織行動はその価値観と整合したものである必要がある。 CSR情報の開示行動に正統性理論が適用可能であることを示すために、本論文は、日仏の企業10社ずつ（合計20社）のCSR報告書をケースとして取り上げ、環境情報、社会関連情報、報告の書式と社会状況との対応関係を検討している。日本において理論的にCSR開示問題を取り扱った先行研究は数少ないが、外国企業とのクロス比較を行っているものは、さらに数が少ない。本論文で著者は、日仏企業のケースを比較検討することで、これまでの先行研究にない新しい知見を提示しようと試みている。 本論文の構成は、以下のとおりである。 第1章においては、現在欧米において社会関連情報の開示行動を説明する際の主流となっている正統性理論を紹介し、CSR活動に対する先行研究の成果を整理している。計量分析的な手法に依拠した先行研究では、CSR活動を行うインセンティブについて統一的な見解を示すことができなかったことを示した上で、社会的正統性の獲得という新たなインセンティブ概念がヨーロッパにおいて理論的な支持を集めていることを紹介している。 第2章においては、CSR情報とりわけ社会関連情報の開示にあたり参考となる基準の有無が、日仏企業の間で開示情報の量および質にどのような相違を生み出しているかが検討されている。その結果、開示規制を持つフランスの企業が平均して6.5項目を開示しているのに対して、実質的な規制を持たない日本の企業は平均して5項目の開示にとどまっており、法制度の有無が開示情報の量に無視し得ない影響を与えていることが明らかにされている。特に女性従業員、管理職の割合、パートタイム従業員割合、労働災害の発生数、新規雇用者数については日本企業のほとんどが公開していなかった。他方で、環境省ガイドラインでは開示が求められていない従業員の研究開発成果に関して、日本企業の7ケースが開示していることから、文化的・社会的背景の相違は、法制度が求めている開示情報の質や量に相違を生じさせる要因として機能していることも明らかにされている。 第3章においては、環境情報の開示にあたり参考となる基準がともに存在している場合に、当該基準の相違が開示情報の量および質にどのような影響を生み出している			

かが検討されている。その結果、環境情報の開示に当たり参考とすべき基準が両国で存在する場合には、CSR報告書において開示される情報量はほとんど変わらないことが明らかにされている。他方で、日本企業に見られる精緻な環境会計情報の開示は、文化的・社会的背景の違いが、開示情報の質における重大な違いを生じさせることを示唆しているとされる。この点は、環境コストとして集計した項目に顕著に現れている。フランス企業では環境保護コストを2社しか開示していないのに対して、日本企業では7社が環境保護コストを開示しており、しかもそれは環境保護の便益と対照させる環境会計情報としての開示であった。

第4章においては、報告書の形態と監査の形態がCSR情報に与える影響について検討が行われている。その結果、フランスではトリプル・ボトムライン型のCSR報告が行われているのに対し、日本では環境情報と社会関連情報に、短いコーポレートガバナンス部分が付属する形式が多く見られるという相違が観察されることが明らかにされている。また、フランスでは多くの企業がCSR報告について4大監査法人の監査を受けているのに対し、日本のケースでは、監査を受けていないケースもあることが明らかにされていることから、監査済み情報のように多大なコストを必要とする情報の開示においては、法的義務の有無が大きな影響を与えると、著者は指摘している。

第5章においては、第1章から4章までの検討を通じて得られた知見が総括されている。CSR情報の開示における日仏企業の相違は、両国の歴史的・社会的環境に企業が適応するなかで発生しているものであることが明らかにされている。つまり、正統性理論を用いることで、企業によるCSR情報の開示行動が経済的なインセンティブのみによって行われるのではなく、経済的責任、法的責任、倫理的責任、慈善的責任といった多様な要因によって行われており、その責任の範囲は社会によって異なる可能性が示唆されていると、著者は結論づけている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文の主な特徴は、以下の2点にある。第1は、企業がCSR情報を自主的に開示するインセンティブと、当該インセンティブの存在が報告書の開示情報内容に与える影響について、正統性理論を援用して考察が行われている点である。著者は、計量分析的な手法に依拠した先行研究では、CSR情報を開示するインセンティブについて統一的な見解を示すことができなかったことを明らかにし、現在欧米においてCSR情報の開示行動を説明する際の主流となっている正統性理論を紹介した後、社会的正統性の獲得という新たなインセンティブ概念を用いて、日仏企業におけるCSR報告書の特徴について分析を行っている。

第2は、日仏企業において開示されるCSR情報を、ケース・スタディという手法を通じて比較分析している点である。CSR報告書の開示内容について、正統性理論を用いて分析している先行研究は存在するものの、外国企業とのクロス比較を行っているものは、非常に数が少ない。こうした比較研究を行うためには、研究対象の比較可能性を慎重に考慮する必要がある、目的に適合した比較対象を見つけるのは容易ではない。著者は、比較対象としてフランス企業を取り上げている。日仏両国は歴史、文化、制度において一定の相違点がある一方で、経営環境には強い類似性があり、環境と社会問題に関する現在の関心事などについて共通部分があるとしている。とりわけCSR報告に関連した類似点としては、CO₂排出量の削減問題に関する社会的な注目が近年集まっていることや、政府の指導監督権限が強いということが、挙げられるとしている。

本論文で著者は一貫して、利潤を追求する経済主体としてではなく、社会と調和しつつ活動する主体として企業をとらえている。そして、企業はその存在を維持するために、社会の価値観を共有すると同時に、その事実を社会に対して公表していると考えている。かかる視点は、計算構造に焦点を当てた従来の会計研究によっては解決できない現代の会計問題の分析・検討を可能にするという意義を有するものである。

以上のような特徴を有している本論文の主要な学術的貢献として、以下の3点を挙げることができる。

まず第1に、CSR報告に関する先行研究においては比較対象の選定における困難さから、ほとんど行われてこなかった複数国間の比較研究を実際に行い、正統性理論の検証に寄与する有効性を明らかにした点である。本論文によって複数国間の比較研究の実行可能性が明らかとなったことは、今後のCSR報告に関する研究手法の発展に寄与すると考えられる。

第2に、企業が実際に発行したCSR報告書を用いてケース・スタディをおこなっている点である。著者は、企業が実際に開示している情報内容を調査することで、環境情報、社会関連情報、報告書式における相違点と、社会状況との対応関係を明らかにしている。これらは、制度面の比較のみによっては十分に明らかにすることができないものである。

第3に、日仏企業のCSR報告がそれぞれの国の歴史、文化、制度から影響を受けていることを明らかにしていることである。法制度の有無は、一般的には情報の質および量に重大な影響を与えられられる。しかし本論文によれば、情報の質については、法制度の有無よりもむしろ、企業が存在する国家の歴史的・文化的な要因の影響を強く受けているとされる。こうした知見は、正統性理論の援用によって初めてホーリスティックな形で抽出し得たものであり、正統性理論の現実への今日的な1つの適用可能性を明らかにしたという意味で、本論文の独自の貢献をなすものである。

本論文は以上に見るような学術的貢献を有しているが、同時に今後に残された課

題もある。それらは、以下の通りである。

第1は、ケースとして日仏の企業が10社ずつ（合計20社）が選択されているが、業種業態等の点で、選択された企業は必ずしも日仏企業の特徴的傾向を代理的に表すものとなっていないことである。そのために、本論文で示された知見のなかには、日仏企業の特徴として一般化しえないと思われるものも散見される。ケースの選択に際しては、リサーチ・デザインの趣旨と特質をより慎重に考慮する必要がある。

第2は、社会がどういった規範やプロセスによって企業に正統性を与えるのかが、必ずしも明確にされていないことである。時系列的な視点を加味した実態分析等を行うことによって、この問題についてより立ち入った検討がなされていれば、本論文の学術的価値はより大きいものとなっていたであろう。

第3は、本論文で取り上げたケースの中には、正統性理論の観点からは必ずしも整合的に説明できない行動を採る企業が存在していることである。フランス企業の中には十分な社会関連情報を公表していない企業が存在しているし、日本企業の中にも環境会計情報を公表していない企業が少なからず散見される。こうした行動を採る企業についても、正統性理論の枠組みを拡張・改善することによって合理的な説明を与えることができれば、本研究の完成度はさらに高まると思われる。

以上のような課題を残しているとはいえ、それらは将来に向けた研究の発展のための方向性を示唆したものであり、本論文の学術的価値を損なうものではない。よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成22年2月24日に、論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。